

お客さま各位

能登半島地震被害により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

2024年1月23日
株式会社エネアーク中部

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社は、令和6年能登半島地震に伴う被害により災害救助法が適用された地域及びその隣接地域において、被災されたお客さまからお申し出があった場合には、同エリアにおける送配電事業者の対応を受けて、下記の特別措置を講ずることと致しましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象地域

災害救助法が適用された地域及びその隣接地域

※対象地域の詳細については別紙「特別措置の対象地域について」をご参照ください

2. 特別措置の内容

① 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2023年12月、2024年1月及び2月、3月分の電気料金の支払期日を各々1ヵ月延長致します。

※支払期日は検針日の属する月の翌月末日をいいます。

※お支払い方法により対応できない場合がございますので予めご了承ください。

② 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが被災時より全く電気を使用されなかった月から6ヵ月間に限り、電気料金（不使用月は基本料金の半額）を申し受けません。

③ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年7月末日まで申し受けません。

※算定方法は各送配電事業者に準じます。

3. お手続き方法

以下の窓口にお問い合わせください。

電話番号：052-218-7617

受付時間：9:00~17:30（土日祝除く）

担当：リビング事業部 営業計画室

以上

【別紙】特別措置の対象地域について

1. 災害救助法適用市町村 ※令和6年1月1日22時00分内閣府発表

【新潟県】

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

【富山県】

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

【石川県】

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北群内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠群能登町

【福井県】

福井市、あわら市、坂井市

2. 災害救助法が適用された地域に隣接する地域 ※各送配電事業者の発表に準じます

【新潟県】

新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村

【富山県】

魚津市、下新川郡入善町、

【福島県】

南会津郡只見町

【石川県】

野々市市、能美郡川北町

【福井県】

大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町、丹生郡越前町

【岐阜県】

飛騨市（神岡町および宮川町の一部）